

【これまで】

- 代議員の投票で会長を選出する
- 理事会は会長選出に関与していない



【新 規 程】

- 代議員の選挙で選出した会長候補者を、理事会に推薦できる
- 代表理事を選定する理事会は、推薦された会長候補者を尊重して、会長を選定する

- ①会長選挙の公示
- ②部会、ブロック等：理事候補者を理事会に推薦
- ③理事会：これらを理事候補者として、代議員会に役員選任議案を提出
- ④代議員会：上記議案に基づき役員を選任
- ⑤代議員の投票：会長を選任
- ⑥代議員会：副会長を承認



- ①会長候補者選挙の告示
- ②代議員による投票
- ③会長候補者を理事会に推薦
- ④会長候補者：理事候補者を理事会に推薦（これまでの会長指名理事にあたる）
- ⑤部会、ブロック等：理事候補者を理事会に推薦
- ⑥理事会：③の会長候補者及び④の理事候補者を尊重し、⑤の理事候補者とあわせて、理事候補者とし、代議員会に役員選任議案を提出
- ⑦代議員会：上記議案に基づき役員を選任（会長候補者は理事になる）
- ⑧⑦で選任された理事で構成される理事会：③の会長候補者を尊重し、会長を選定、あわせて副会長を選定